

# ○茨城県警察留置施設嘱託医に関する訓令

平成7年3月10日  
本部訓令第5号

〔沿革〕平成15年3月本部訓令第7号、18年2月第4号、19年5月第17号、22年4月第9号改正

茨城県警察の嘱託医に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察留置施設嘱託医に関する訓令

茨城県警察の嘱託医に関する訓令(平成2年茨城県警察本部訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察が嘱託する留置施設嘱託医に関し、必要な事項を定めるものとする。

(留置施設嘱託医の職務)

第2条 留置施設嘱託医は、被留置者の診療及び健康診断に関する職務を行うものとする。

(留置施設嘱託医の身分)

第3条 留置施設嘱託医は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤特別職とする。

(嘱託)

第4条 警察署長は、留置施設嘱託医として適任と認められる医師を留置施設嘱託医上申書(別記様式第1号)により警察本部長に上申するものとする。

2 警察本部長は、警察署長の上申に基づき、茨城県医師会の推薦を得て留置施設嘱託医を嘱託するものとする。

(辞令書等の交付)

第5条 前条の嘱託は、辞令書(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

2 留置施設嘱託医には、身分証明書(別記様式第3号)を交付するものとする。

(解嘱)

第6条 警察署長は、留置施設嘱託医が辞意を申し出たとき、又は疾病その他の理由により職務の遂行に支障があり、解嘱を要すると認められるときは、留置施設嘱託医解嘱上申書(別記様式第4号)により、警察本部長に上申するものとする。

2 警察本部長は、警察署長の上申に基づき、必要があると認めるときは、留置施設嘱託医を解嘱するものとする。

(報酬)

第7条 留置施設嘱託医の報酬は日額とし、警察本部長が別に定める。

2 当月実績分の報酬の支給定日は、翌月10日とする。ただし、これにより難い場合は職員の例による。

(通勤費の支給)

第8条 留置施設嘱託医が職務のため、その者の住居又は主たる勤務場所と警察署との間を往復(以下「通勤」という。)する場合においては、費用弁償として、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年茨城県条例第55号)第11条の規定に基づき、通勤に要する経費(以下「通勤費」という。)を支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)第12条第1項各号の規定中「職員」を「留置施設嘱託医」と読み替えて適用する場合において、当該各号のいずれにも該当しないとき。

(2) 株主優待乗車券の利用等により弁償すべき通勤費の支出がないとき。

2 前条第2項の規定は、通勤費の支給について準用する。

3 通勤費の額は、警察本部長が別に定める。

(留置施設嘱託医名簿)

第9条 警務部留置管理課長は、嘱託の状況を明らかにするため留置施設嘱託医名簿を備え付けておくものとする。

附 則

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

2 被疑者留置規程(平成3年茨城県警察本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則 (平成15年3月13日本部訓令第7号)

この訓令は、平成15年3月19日から施行する。

附 則 (平成18年2月20日本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日本部訓令第17号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月27日本部訓令第9号)

この訓令は、平成22年4月27日から施行し、この訓令による改正後の第8条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

<様式略>